洋上風力促進のための区域の選定に関する有識者会議(第3回)

〇議題

「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖(北側)」、「秋田県由利本荘市沖(南側)」及び「千葉県銚子市沖」の促進区域の指定基準への適合性について

〇概要

< 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖(北側)」、「秋田県由利本荘市沖(南側)」及び「千葉県銚子市沖」の促進区域の指定基準への適合性について>

- 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖(北側)」、「秋田県由利本荘市沖(南側)」及び「千葉県銚子市沖」について、再エネ海域利用法第8条第1項各号に規定されている、促進区域の指定基準に適合することについて、委員より合意が得られた。
- 上記の促進区域の指定基準への適合性の確認や区域に関する事務局の説明 については、委員から以下の質問がなされた。
 - ✓ 秋田県由利本荘市沖の公募占用計画を提出・評価する方法について委員より質問があり、事務局より、1つの事業者が北側と南側の両方を統一した提案と北側と南側に分けた場合の提案の2通りの提案を行うことが可能であること、及び、評価方法については、公募占用指針の策定に向けて引き続き検討していく旨、それぞれ説明があった。
 - ✓ 秋田県由利本荘市沖の発電規模に対して秋田港が十分な広さの埠頭用地を有しているかについて委員より質問があり、事務局より背後の埠頭用地も確保できること、埠頭の利用調整を国と港湾管理者が一体となって行い、事業実施に支障がないように取り組むことを説明した。
 - ✓ 千葉県銚子市沖と鹿島港は距離が離れているため、鹿島港以外の港湾の 利用も想定されるかについて委員より質問があり、事務局より洋上風力 発電設備の維持管理において名洗港の活用も考えられることを説明し

<今後の進め方について>

• 以上を踏まえて、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖(北側)」、「秋田県由利本荘市沖(南側)」及び「千葉県銚子市沖」について、今後の法定手続きを進めることについて、合意が得られた。